

精華町コミュニティホール管理運営業務

<基本協定書>

平成18年9月

目 次

第1章 総 則	1
第1条 (本協定の目的)	1
第2条 (指定管理者の指定の意義)	1
第3条 (公共性の尊重)	1
第4条 (信義誠実の原則)	1
第5条 (用語の定義)	1
第6条 (管理物件)	2
第7条 (指定期間)	2
第2章 本業務の範囲と実施条件	2
第8条 (本業務の範囲)	2
第9条 (甲が行う業務の範囲)	2
第10条 (業務実施条件)	2
第11条 (業務範囲及び業務実施条件の変更)	2
第3章 本業務の実施	3
第12条 (本業務の実施)	3
第13条 (開業準備)	3
第14条 (第三者による実施)	3
第15条 (管理施設の修繕)	3
第16条 (緊急時の対応)	4
第17条 (情報管理及び公開)	4
第4章 備品等の扱い	4
第18条 (甲による備品等の貸与)	4
第19条 (乙による備品等の購入等)	4
第5章 業務実施に係る甲の確認事項	5
第20条 (業務計画書)	5
第21条 (業務報告書)	5
第22条 (甲による業務実施状況の確認)	5
第23条 (甲による業務の改善勧告)	5
第6章 指定管理料及び利用料金	6
第24条 (指定管理料の支払い)	6
第25条 (指定管理料の変更)	6
第26条 (利用料金収入の取扱い)	6
第27条 (利用料金の決定)	6
第7章 損害賠償及び不可抗力	6

第28条	(損害賠償等)	6
第29条	(第三者への賠償)	6
第30条	(保険)	7
第31条	(不可抗力発生時の対応)	7
第32条	(不可抗力によって発生した費用等の負担)	7
第33条	(不可抗力による一部の業務実施の免除)	7
第8章	指定期間の満了.....	7
第34条	(業務の引継ぎ等)	7
第35条	(原状復帰義務)	7
第36条	(備品等の扱い)	8
第9章	指定期間満了以前の指定の取り消し.....	8
第37条	(甲による指定の取り消し)	8
第38条	(乙による指定の取り消しの申出)	8
第39条	(不可抗力による指定の取り消し)	9
第40条	(指定期間終了時の取扱い)	9
第10章	その他.....	9
第41条	(権利・義務の譲渡の禁止)	9
第42条	(運営協議会の設置)	9
第43条	(本業務の実施に係る指定管理者の口座)	9
第44条	(請求、通知等の様式その他)	9
第45条	(協定の変更)	9
第46条	(疑義についての協議)	9
別紙1	管理物件	12

精華町コミュニティホールの管理に関する基本協定書

精華町（以下「甲」という。）と近鉄ビルサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、精華町コミュニティホールの設置及び管理に関する条例（平成18年条例第2号。以下「設置条例」という。）により精華町が設置している精華町コミュニティホール（以下「コミュニティホール」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、コミュニティホールを適正かつ円滑に管理するためには必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、コミュニティホールの管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対する貸館サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の文化・福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性の尊重）

第3条 乙は、コミュニティホールの設置目的、指定管理者の指定の意義、及び管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (2) 「提案書」とは、コミュニティホールの指定管理者の公募にあたり、乙が提出した業務提案書のことをいう。
- (3) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- (4) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設稼働率の増減は、不可抗力に含まないもの

とする。

- (5)「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定を言う。
- (6)「募集要項」とは、精華町コミュニティーホール指定管理者の募集に関する要項のことをいう。
- (7)「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料、及びそれらに係る質問回答のこときをいう。
- (8)「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として乙に支払われる施設利用料のこときをいう。

(管理物件)

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙1のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

(指定期間)

第7条 設置条例第3条に規定する管理の期間は、平成18年9月1日から平成23年3月31日とする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、平成18年度は、9月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 乙は、設置条例第4条各号に規定する管理に関する業務を行うものとする。

2 前項の業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) コミュニティーホールの目的外使用許可
- (2) 管理施設の大規模な修繕業務

(業務実施条件)

第10条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりである。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第11条 甲または乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた本業務の範囲及び第10条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 甲または乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲または業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

- 第12条 乙は、本協定、年度協定、条例、及び関係法令等のほか、募集要項及び提案書に従って本業務を実施するものとする。
- 2 本協定、募集要項及び提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項、提案書の順にその解釈が優先するものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、提案書にて募集要項を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準によるものとする。ただし、利用実績等に応じ、甲が相当と認めるとときはこの限りではない。

(開業準備)

- 第13条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。
- 2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
 - 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

- 第14条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理施設の修繕)

- 第15条 管理施設の大規模な修繕については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。
- 2 前項にいう大規模な修繕とは、コミュニティホールの利用に対して明白に支障をきたす損傷があった場合の修繕で、かつ、1件につき5万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものをいい、その他は、乙が自己の費用と責任において修繕を実施するものとする。ただし、利用に対して明白に支障をきたす損傷の当否の判断は、甲乙双方が認めたときとする。

(緊急時の対応)

- 第16条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。
- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理及び公開)

- 第17条 乙または本業務の全部または一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、または他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。
- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び精華町個人情報保護条例（平成16年条例第4号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、精華町情報公開条例（平成14年条例第2号）第25条の2の規定に基づき、その保有する情報であって、指定管理業務の実施に伴い作成し、受領する書類等の公開に努めるものとする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

- 第18条 甲は、別紙1に示す備品等を、無償で乙に貸与する。
- 2 乙は、指定期間中、備品等を善良なる管理者の注意を持って管理しなければならない。
- 3 備品等が経年劣化により本業務実施の用に供することができなくなった場合、当該備品等の必要性について甲乙協議し、必要と認められるものは甲の費用で購入または調達するものとする。
- 4 乙は、故意または過失により備品等を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償または自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入または調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

- 第19条 乙は、管理運営上新たに必要となる備品等は自己の費用により購入または調達し、本業務実施のために供するものとする。
- 2 乙は、別紙1に示す備品等と前項の備品等を明確に区別するため、別に台帳を作成する等の処置を施さなければならない。
- 3 第1項の備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、

乙は、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。

- 4 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入または調達し、本業務実施のために供することができるものとする。この場合において、第2項の規定を準用する。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(年度業務計画書)

第20条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに年度業務計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- 2 甲及び乙は、年度業務計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書)

第21条 乙は、精華町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第26号。以下「手続条例」という。）第10条の規定に基づき、毎年度終了後5月31日以内に、本業務に関し、次の各号に示す事項を記載した業務報告書を提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況及び利用状況に関する事項
 - (2) 利用料金の収入実績
 - (3) 管理に係る経費の収支状況
 - (4) その他甲が必要と認める事項
- 2 乙は、甲が第37条から第39条までに基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の業務報告書を提出しなければならない。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容またはそれに関連する事項について、乙に対して報告または口頭による説明を求めることができるものとする。

(甲による業務実施状況の確認)

第22条 甲は前条により乙が提出した業務報告書に基づき、本業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理物件への立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第23条 前条による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たし

ていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

- 2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払い)

第24条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

- 2 甲が乙に対して支払う指定管理料の額及び支払時期等の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。ただし、乙は、指定管理料を請求する際、当該期間の第21条第1項各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(指定管理料の変更)

第25条 甲または乙は、指定期間中に賃金水準または物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 甲または乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第26条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定に基づき、甲は、本施設に係る利用料金を乙の収入として收受させる。

(利用料金の決定)

第27条 地方自治法第244条の2第9項の規定に基づき、利用料金は、乙が、設置条例第11条に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第28条 乙は、故意または過失により管理物件を損傷し、または滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部または一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第29条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由または甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第30条 乙は、本業務の実施に際し、自己の負担と責任において必要と認められる保険に加入しなければならない。

(不可抗力発生時の対応)

第31条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第32条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第33条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第34条 乙は、本協定の終了に際し、甲または甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲または甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第35条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、

甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を空け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第36条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 別紙1に示す備品等については、乙は、甲または甲が指定するものに対して引き継がなければならない。
- (2) 第19条に定める備品等で別紙1に示す以外の備品等は、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲または甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し

(甲による指定の取り消し)

第37条 甲は、手続条例第9条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。ただし、甲は、指定の取り消しを行おうとする際は、事前に相当の猶予期間を設定して乙の改善策の提示を求める旨の通知を行わなければならない。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき。
 - (2) 甲に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - (3) 乙が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき。
 - (4) 乙が第23条に定める業務改善勧告に従わないとき。
 - (4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき。
 - (5) その他、甲が必要と認めるとき。
- 2 前項ただし書に定める乙の改善策が相当と認められるときは、甲は、指定の取り消しを行わず、相当と認められないときは前項に基づき指定の取り消しを行うものとする。
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取り消しの申出)

第38条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害または損失を被ったとき

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第39条 甲または乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。
- 3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、甲乙協議のうえ負担について決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第40条 第34条から第36条までの規定は、第37条から第39条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第41条 乙は、本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させなければならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(運営協議会の設置)

第42条 乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る運営協議会を設置することができる。

(本業務の実施に係る指定管理者の口座)

第43条 乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第44条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

(基本協定の変更)

第45条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したときまたは特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第46条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたときまたは本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年 月 日

甲

京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70
精華町

町長 木村要

乙

大阪市中央区難波2丁目2番3号
近鉄ビルサービス株式会社

取締役社長 水本猛